

入札等に参加するための納税証明書について

(工事・建設コンサルタント等)

1 広島市税

一般競争入札においては、入札参加資格を「本市の市税を滞納していないこと。」としており、一般競争入札参加資格確認申請書に「令和〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(証明年月日が一般競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)の写しを提出していただく必要があります。

また、通常型指名競争入札においては、指名基準の中で、「令和〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税の滞納がない旨の証明書(証明年月日が指名通知日から3か月前の日以降のもの)が提出できない者は選定しないこと。」としており、指名通知(資料配付)時に納税証明書の写しを提出していただく必要があります。特命(1者)随意契約の見積依頼(資料配付)時も同様です。

広島市の納税証明書の交付請求について

区 分	内 容
1 納税証明請求先	市税事務所、税務室、出張所、連絡所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口
2 納税(納付・納入) 証明請求書の様式	「納税(納付・納入)証明請求書」を使用してください。 市税事務所、税務室、出張所、連絡所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口 に用意してあります。(※)
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※ 納税証明請求書の様式は、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページの「事業者向け情報」→「税金」→「市税の証明」→「05 窓口用請求書様式(ダウンロード)」からダウンロードできます。

2 消費税及び地方消費税

一般競争入札においては、入札参加資格を「消費税及び地方消費税を滞納していないこと。」としており、一般競争入札参加資格確認申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(以下「税務署の納税証明書」といいます。)(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)の写しを添付していただく必要があります(PDF形式による電子納税証明書を印刷した書面も可)。

また、通常型指名競争入札においては、指名基準の中で、「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)が提出できない者は選定しないこと。」としており、指名通知(資料配付)時に税務署の納税証明書の写しを提出していただく必要があります。特命(1者)随意契約の見積依頼(資料配付)時も同様です。

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。

税務署の納税証明書の請求方法等については、

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> で参照できます。

3 提出方法等

一般競争入札に参加を希望される場合、又は指名通知書及び特命随意契約見積依頼書の交付（資料配付）について連絡を受けた場合は、広島市税の納税証明書及び税務署の納税証明書を準備してください。

区 分	入札に参加するための納税証明書提出方法
一 般 競 争 入 札	一般競争入札参加資格確認申請書に「納税証明書の写し」を添付
通常型指名競争入札	指名競争入札選定結果通知書受領時に「納税証明書の写し」を提出
特 命 随 意 契 約	特命随意契約の見積依頼書受領時に「納税証明書の写し」を提出

(お問い合わせ先)

○ 入札・契約について

広島市水道局財務課契約係

電話（０８２）５１１－６８２６（直通）

○ 広島市の納税証明書について

- ・ 広島市の各市税事務所管理係及び税務室

（広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページ→「事業者向け情報」→「税金」→「市税のお問い合わせ窓口」→「納付についてのお問い合わせ窓口」に連絡先一覧を掲載しています。）

- ・ 広島市財政局税務部市民税課法人課税係（電話（０８２）５０４－２０９３（直通））

○ 税務署の納税証明書について 各税務署